外為法•投資審査制度

アニュアルレポート

ANNUAL REPORT

年次報告書 (2023年度)



02	02	
03	03 制度の概要(制度総論)	
	(1)外為法の概要	
04	04 (2)投資審査制度の概要	
05	05 ▶コラム 1 対内直接投資審査制度の変遷	
06	06 (3)投資審査制度の対象となる外国投資家の類型	
	(4)投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類	型型
07	07 (5)指定業種	
08	08 ▶コラム2 経済安全保障を巡る最近の政策上の対応	<u>.</u>
	(6)事前届出免除制度	
10	10 ▶コラム3 事前届出免除制度を利用することができ	ない外国投資家・投資類型
11	11 (7)株式取得時の事前届出のフローチャート(上場・	非上場・行為時・投資信託ファンド投資)
13	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
14	14 対内直接投資審査制度を巡る最近の状況	
	(1)2023年度の状況	
	(2)審査・モニタリング体制の強化	
16	16 ▶コラム5 審査に関する考慮要素	
17	17 (3)国内外の関係機関との連携	
18	18 制度執行の状況(制度各論)	
	(1)事前届出	
21	21 (2)平均審査期間	
	(3)事前届出の取下	
	(4)報告徴求	"A Trans
22	22 (5)中止命令・措置命令	V .
П	(6)罰則	
23	23 (7)無届	
	(8) 惠前居出免除制度	

巻頭言

令和元年に改正した外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)の投資審査制度の施行から4年が経過し、今般、制度施行5年目に入る機会を捉え、投資審査制度にかかるアニュアルレポート(年次報告書)を毎年作成・公表していくこととした。

外為法は、国内外の資金フローを管理する法律である。投資審査制度においては、近年の経済安全保障を巡る環境の変化の中で、①取引自由の原則の下、健全な経済発展に寄与する対日投資をより一層促進する必要性、②経済安全保障上の要請への対応、のバランスを確保することが重要になっている。足下、政府として、世界に開かれた国際金融センターとしての日本の地位を確立することを目指しているが、投資審査制度の効果的な執行を通じた国の安全等を損なうおそれのある投資等への的確な対処は、健全な経済活動の促進・健全なマーケットの整備に貢献するものとも考えられる。規制とマーケットの双方に目を向けた丁寧な制度設計が重要である。

本アニュアルレポートでは、投資審査制度にかかる各種統計データの公表に加え、制度の概要や歴史、審査・モニタリングについての当局の考え方や制度運用のプラクティスなど、関連する情報を可能な限り網羅的、かつ、簡潔に説明することを試みている。特に、審査・モニタリング体制の強化の流れや無届事案検知に向けた当局の取組強化の流れなど、最近の政策動向についても解説を加えている。また、コラムを通じ、対日投資促進にかかる政府の取組方針や経済安全保障を巡る政策動向など、投資審査制度に関連する情報も併せて紹介することで、より重層的に投資審査制度について理解していただけるよう心掛けている。本アニュアルレポートが、外為法の投資審査制度にかかる透明性向上や政策コミュニケーション促進の一助となれば幸いである。

財務省財務官(前国際局長) 三村淳(Mr. Atsushi MIMURA)

制度の概要(制度総論)

(1)外為法の概要

外為法は、対外取引(海外との間の支払や各種取引)に関する基本法であり、法第1条において、「外国為替、外国貿易その他 の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な 発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国 経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」ことを規定している。

制定当初(昭和24年(1949年))の外為法の下では、戦後の外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であっ たが、その後段階的な自由化が進む中で、現在の外為法は、対外取引について、原則自由な枠組みとなっている(「コラム1」参照)。 また、経済制裁等や国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能しており、安全保障目的、 経済有事への対処における対外取引の制御ツールとしての機能も有している。加えて、外為法に基づいて徴求された報告データは、 国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用されている。

外為法(外国為替及び外国貿易法)の概要

ポイント

- ▶外為法は、<u>対外取引</u>(海外との間の支払や各種取引)<u>に関する基本法</u>。
- ▶外為法制定(1949年)当初、外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であったが、そ の後段階的に自由化が進み、現在は、対外取引は原則として自由な枠組み。
- ▶経済制裁等、国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能。
- ▶<u>安全保障目的、経済有事への対処</u>における、<u>対外取引の制御ツール</u>としての機能も提供。
- ▶外為法に基づいて徴求された報告データは、国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用。

外為法の目的(外為法第一条)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小 限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を 期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- 原則・・・対外取引が自由に行われることが基本
- **例外・・・必要最小限の管理又は調整** → 対外取引に制限がかかる場合がある
 - ① 経済制裁:テロ、国際約束に違反した核兵器の開発などに関する資金の遮断、資産凍結
 - ② 投資規制:防衛産業、原子力、水道、鉄道、ソフトウェアなど、海外資本による買収に一定の制限
 - ③ 経済有事:外国為替市場の急激な変動、急激な資本フローによるマクロ経済への悪影響が及ぶ場合

(2)投資審査制度の概要

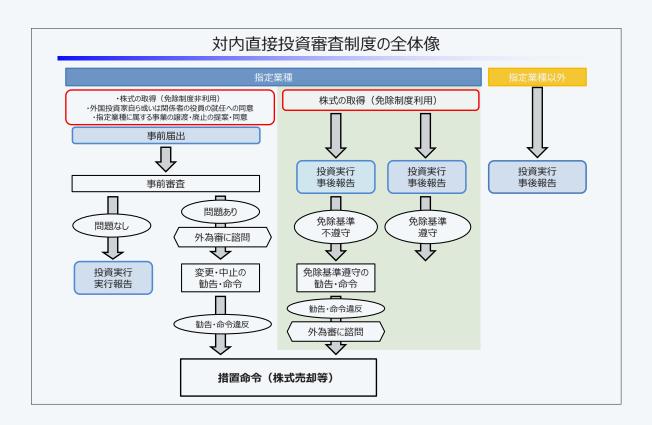
外為法では、対外取引自由を原則としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等、一定の類型の取引や行為について、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、我が国経済の円滑な運営の観点等から、一定の場合に事前届出を求め、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出について審査を行うこととしている(法第27条:対内直接投資等にかかる事前届出審査)。また、外国投資家が、国内の非上場会社の株式又は持分を、他の外国投資家からの譲受けにより取得する場合についても、国の安全の確保の観点から一定の場合に事前届出を求め、審査を行うこととしている(法第28条:特定取得にかかる事前届出審査)。

外為法の投資審査制度は、下図の通り、大きく3類型に分類される。

まず、左の類型については、国の安全等の観点から指定されている業種(指定業種・後掲(5))について原則事前届出を求めるものである。当該届出について、国の安全等の観点から対象となる投資及び行為に問題がないか財務省及び事業所管省庁が審査を行う。審査を踏まえて、国の安全等に係る投資等に該当すると認める場合には、関税・外国為替等審議会(以下、「外為審」という。)の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、対象となる投資等について、内容変更や中止の勧告・命令を行うことが可能である(法第27条)。さらに、当該勧告・命令に違反する場合には、株式売却等の必要な措置を命じる命令(以下、「措置命令」という。)を発令することが可能となっている(法第29条)。なお、法第27条に関しては、過去、外国投資家による我が国電力関連会社に対する株式取得が、当該会社の経営に及ぼす影響(当該外国投資家の投資方針や過去の投資実績等の事情も勘案して総合的に経営に対する影響を判断)や、公の秩序の維持を妨げるおそれ(電気の安定供給や発行会社に関連する我が国の政策に影響を及ぼすおそれがあると判断)等を勘案し、当該外国投資家による株式取得の中止の勧告・命令を行った実績がある。

次に、中央の類型は事前届出免除制度を利用することができるものであり、外国投資家が、後掲(6)のとおり、発行会社の経営に関与しない、秘密技術関連情報にアクセスしない、といった免除基準を遵守する場合、つまり純粋な資産運用目的の投資と見なされる場合には、事前届出義務を免除し、投資等の実行後の報告(事後報告)のみを求めることとしている。この際、当該外国投資家が、免除基準に違反した場合には、免除基準を遵守させる観点から必要な措置をとることを勧告・命令することが可能となっている(法第27条の2)。さらに、当該勧告・命令に違反する場合には、外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、上記左の類型と同様に、株式売却等の措置命令を発令することが可能となっている(法第29条)。

最後に、右の類型である指定業種以外については、投資実行の事後報告のみを求めることとなっている。



コラム

対内直接投資審査制度の変遷

日本の対内直接投資制度は、外為法の特別法として、昭和25年(1950年)に制定された外資に関する法律(以下、「旧外資法」という。)からスタートしている。旧外資法は、戦後の経済状況の下、現在の外為法の目的とは異なり、「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作る」ことをその法目的としていた。当時は、我が国の外貨事情が著しく不安定な様相を呈していたことから、一般的には対外経済取引を伴う対外送金は当時の外為法によって厳しく規制されており、その一方で、経済復興の過程という我が国経済の状況を反映し、優良な外資を選別的に導入することで国際収支の擁護を図るという趣旨から、外資の導入については、旧外資法において、原則として主務大臣の認可を必要としながら、認可を受けた取引については送金を保証するという枠組みとなっていた。

その後昭和40年代に入り、日本が先進工業国の一員として国際経済における地位を徐々に向上させていくに従い、こうした閉鎖的な政策は、日本経済の発展や国際協調推進の観点から見直すこととなった。これ以降、「資本自由化」に向け、外為法・旧外資法の規制は、累次の緩和が行われていくこととなる。具体的には、昭和39年のOECD加盟に伴い、OECD資本移動自由化規約に従って、日本は資本移動にかかる制限を段階的に撤廃する義務を負うことなり、昭和42年~昭和48年にかけて自由化業種を拡大する形で自由化措置が実施されることとなった。その後、昭和54年の法改正により旧外資法が廃止され、外為法(旧外為法である「外国為替及び外国貿易管理法」)に統合されるとともに、それまでの認可制度(原則禁止)が届出制度(原則自由)に改正され、制度面の自由化が進められた。

昭和60年頃から平成元年頃までにかけて、世界経済に占める日本経済の比重が増大するに伴い、内外の資本交流が活発に行われるようになったこともあり、日本からの対外直接投資が顕著に増加する一方で、外国から日本への対内直接投資は、増加傾向にはあったものの、対外直接投資と比較すると低い水準に留まっていた。このようなアンバランスも背景に、日米構造問題協議において、両国の直接投資政策について議論が行われ、日本政府として外為法改正の検討を行うことが表明された。こうした流れを受け、平成3年の法改正では、外為法の投資審査について、一部の業種は事前届出を維持しつつも、原則事前届出制度から原則事後報告制度へとさらに規制が緩和された。具体的には、平成3年改正前まで、運用上、即日処理を行っていた事前届出業種については、事後報告とされ大幅な手続の簡素化が図られた(平成3年改正前までは、全ての業種について原則事前届出を求め、30日間の取引禁止期間が設けられていたが、実際の運用においては、国の安全保障等に関する業種等に明らかに該当しないものについては、事前届出を行った日から取引ができることとする即日処理を行っていた)。その後は、事前届出対象となる指定業種の追加・廃止(事後報告業種への移行)等の所要の改正が講じられていたが、平成10年の法改正では、外国為替の完全自由化に伴い、法律名から「管理」の文字が削除され、現在の外為法の名称である「外国為替及び外国貿易法」と法律名も変わることとなった。

その後の大規模な法制度の改正としては、平成29年改正における、事前届出審査を要する新しい取引類型である特定取得の導入がある(法第28条)。これとともに、無届や虚偽届出、内容変更・中止の命令に違反する取引等について、措置命令の条項が新設された(法第29条・前掲(2))。さらに、令和元年改正では、上場企業等の株式取得等にかかる閾値の10%から1%への引下げや、行為時事前届出の創設など、国の安全等に対処する観点から必要な規制が強化される一方、事前届出免除制度が導入されるなど、規制緩和と規制強化のバランスを取った制度改正が行われ、現行の外為法の投資審査制度の基本的な枠組みが確立した。その後も、経済安全保障上の要請等を踏まえ、指定業種の見直しなど必要な制度的対応が講じられてきている。

(3)投資審査制度の対象となる外国投資家の類型

投資審査制度の対象となる外国投資家は、法第26条第1項において、以下のものであって、対内直接投資等又は特定取得を 行うものと定義されている。この際、個人については、居住性に着目した定義がなされており、日本国籍を有する者であっても、 海外に居住している場合には、投資審査制度上は外国投資家となり、制度の対象となる。反対に、日本国籍を有しない外国籍の 個人であっても、日本国内に居住する場合には、本制度の対象とはならない。また、法人等については、以下第3号〜第5号のよ うに、日本国内で設立された会社や組合等であっても、一定の場合には外国投資家となり得る(所謂、「居住者外国投資家」)。

- 第1号:非居住者である個人
- 第2号:外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- 第3号:第1号・第2号のものにより、議決権の過半数を保有されている(日本の)会社
- 第4号:組合等で、第1号・第2号のものが50%以上出資するものや、第1号・第2号のものが業務執行組合員の過半数を占 めるもの
- 第5号:法人その他の団体で、非居住者である個人が役員又は代表権限を有するものの過半数を占めるもの

(4)投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類型

投資審査制度の対象となる株式取得を含む行為については、法第26条第2項において、以下のように定義されている。企業 の株式取得のみならず、事業目的の実質的な変更・取締役等への就任・事業の全部又は一部の譲渡や廃止等に対して行う同意(第 5号)や、支店の設置(第6号)、国内法人への1年を超える一定の金銭の貸付(残高が1億円を超える場合や負債の額の50%を 超える場合) (第7号)等についても、対内直接投資等の類型として定義されており、事前届出審査の対象となっている。

- 第1号:非上場会社の株式又は持分の取得
- 第2号:以前居住者であった非居住者による非上場会社の株式又は持分の譲渡
- 第3号: 上場会社の発行済株式総数の1%以上の取得
- 第4号:上場会社の総議決権の1%以上の取得
- 第5号:会社の事業目的の実質的な変更その他会社の経営に重要な影響を与える事項(例:役員への就任や重要事業の譲 渡)に関して行う同意
- 第6号:支店等の設置又は支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更
- 第7号:金銭の貸付(期間1年超)
- 第8号:事業の譲受け等
- 第9号:前各号に準ずる行為として政令で定めるもの(令第2条第16項で規定)
- ※比率の算出に際しては、外国投資家本人の他、密接関係者分も合算することとなっている。

(5)指定業種

投資審査制度では、対外取引自由の原則の下、外国投資家が行う対内直接投資等については、国の安全等の観点から業種を 指定している。当該指定業種にかかる対内直接投資等については、一定の場合に事前届出を求めている。

また、当該指定業種のうち、国の安全等の観点から特に慎重な審査を要する業種としてコア業種を指定しており、当該コア業種については、原則として事前届出免除制度を利用することはできないこととされているが、上場会社等の株式取得等については、一定の外国金融機関による場合であって免除基準を遵守する場合(包括免除)や、一般投資家の10%未満の株式取得等であって追加の免除基準(上乗せ基準)を遵守する場合(一般免除)には、例外的に、事前届出免除制度を利用することができる制度となっている。

なお、指定業種・コア業種については、財務省及び事業所管省庁の告示により規定されており、投資審査制度の枠組みの中で、経済安全保障を巡る要請等を勘案し、その時々の状況を踏まえ、不断の見直しを講じている。こうした考えの下、直近では、2023年4月に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下、「経済安保推進法」という。)において安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、2023年5月に、コア業種を追加する告示改正を行っている。現在の指定業種・コア業種は以下の通り。



2742

経済安全保障を巡る最近の政策上の対応

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大しており、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することが必要とされている。こうした問題意識の下、日本では、2022年5月、経済安保推進法が制定された。同法の中では、喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度、の4つの制度が創設された。具体的には、

- ①については、国民の生存や、国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ること、
- ②については、基幹インフラ役務(電気・ガス・水道等)の安定的な供給の確保は安全保障上重要であり、基幹インフラの重要設備は当該役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあり、これを防止する必要があること、
- ③については、民間部門のみならず、政府インフラ、テロ・サイバー攻撃対策、安全保障等の様々な分野で今後利用 可能性がある先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用が、日本の国際社会における確固た る地位の継続的な確保の観点から不可欠であり、こうした技術の開発に向け、資金支援や官民伴走支援等を実施 する必要があること、
- ④については、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明にかかる特許について、公開等の手続を留保し、機微な技術の公開や情報流出を防止することが大切であること、

等とされ、経済安保推進法の下、各種施策が実施されている。

また、2022年12月に改訂された「国家安全保障戦略」では、「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」が明記され、外為法の投資審査制度についても、技術育成・保全等の観点から、更なる強化について具体的な検討を進めることとされた。

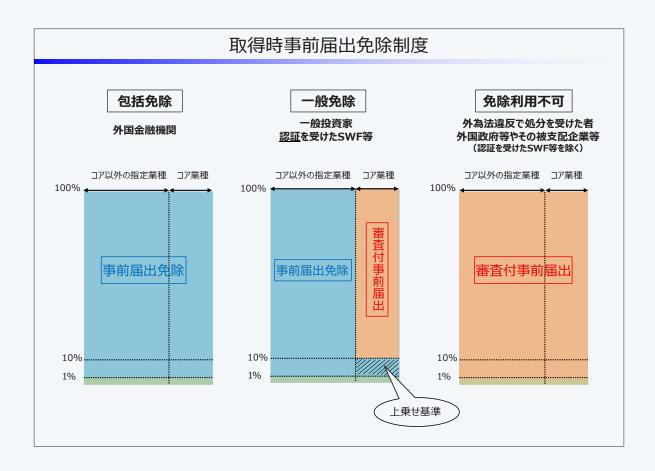
こうした一連の政府の政策方針は、外為法の対内直接投資審査制度の在り方を考える上で重要な指針の一つであり、 こうした経済安全保障上の要請も踏まえ、不断の検証・検討の下、適時・適切に必要な投資審査制度の見直しを図っていくことが重要となっている。

(6)事前届出免除制度

外国投資家の行う対内直接投資等のうち、上場会社等にかかる株式・議決権の取得や非上場会社の株式・持分の取得等については、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準(免除基準)を遵守する場合には、事前届出が不要となる場合がある(事前届出免除制度)。なお、外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業等の投資家に該当する等の場合には、事前届出免除制度を利用することはできない。

事前届出免除制度を利用した場合には、投資実行後45日以内に、免除基準遵守を誓約する旨等を記載した事後報告書を当局に提出する必要がある。当局は、事前届出免除制度を利用した外国投資家が、免除基準に違反する場合には、是正の勧告・命令を行い、これに従わない場合には、株式売却命令等の措置命令を発することができる。当該命令にも従わない場合には、当該外国投資家には刑事罰が適用され得る制度となっている。

免除基準及び事前届出免除制度を利用した場合の事後報告の閾値等の概要は以下の通り。



取得時事前届出免除制度の概要 (上場企業)

適用投資家	内容				
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外) コア業種	・基準を遵守すれば、事前届出を免除 (上限なし) ・事後報告の閾値は10%		
包括免除又は本則が適用されるもの以外	一般免除	指定業種(コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除 (上限なし) ・事後報告の閾値は 1 %		
の全ての投資家(認証を受けたSWF等を含む)		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得 について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%		
過去に外為法違反で処分を受けた者、 外国政府等やその被支配企業等 (認証を受けたSWF等を除く)	本則	指定業種 (コア以外) コア業種	・事前届出免除の利用不可		

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提 案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報に アクセスしない

[上乗せ基準]

- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要 な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限 を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

取得時事前届出免除制度の概要 (非 ト場企業)

適用投資家	内容				
外国金融機関	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除 (上限なし) ・事後報告は必須			
包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家(認証を受けたSWF等を含む)	コア業種	・事前届出免除の利用不可			
過去に外為法違反で処分を受けた者、	指定業種(コア以外)	・事前届出免除の利用不可			
国有企業等(認証を受けたSWF等を除く)	コア業種	・学別用山光原の作用でい			

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない



事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型

外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業等の投資家に該当する場合など、以下の外国投資 家類型又は投資類型に該当する場合には、原則として事前届出免除制度を利用することができない。

【事前届出免除制度を利用することができない外国投資家の類型】

- 過去に外為法違反で刑事処分を受け、又は行政処分を受けこれに違反し、5年を経過していないもの
- 過去に免除基準違反で措置命令を受けたもの
- 外国政府等、外国政府等の被支配企業等(認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)等を除く。)

【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】

- 指定業種のうち国の安全等の観点から特に慎重に審査を要する業種として告示において指定されている業種(「コア業種」)(ただし、上場会社等の株式取得等においては、一定の外国金融機関による場合であって免除基準を遵守する場合(包括免除)及び一般投資家の10%未満の株式取得等であって追加の免除基準を遵守する場合については、例外的に事前届出免除制度を利用することができる。)
- 指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの
- 免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの

なお、上記の【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】のうち、「指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの」とは、政令第3条の2第2項第4号に規定されており、事前届出免除制度の利用が可能な対内直接投資等であったとしても、指定業種に該当する事業について、その存続を脅かすような行為を伴う場合には、事前届出免除を認めた前提が成り立たないことから、事前届出免除制度の対象外とされている。これに該当するか否かについては、投資対象となる事業の内容や、投資家が行う行為の態様、投資家が行うことを想定している行為が事業の実施に与える影響等について、個別具体的な事情を勘案して判断することとなる。なお、仮に本号に該当する場合には、事前届出がなされていれば、変更・中止の勧告を行うことが相当な事例と考えられる。例えば、

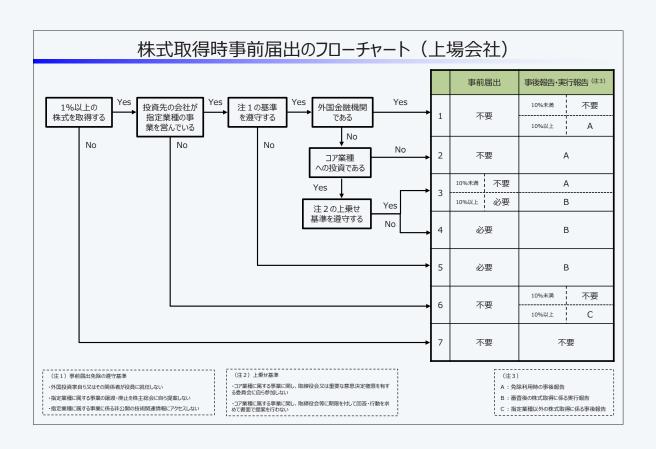
外国投資家が、発行会社に対し、指定業種のうち国の安全等の観点から継続的かつ安定的な実施が求められる事業について、この事業の縮小を行うことに繋がる提案をすることを目的として、財務や営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが可能な程度の株式を取得することにより、その株式所有に伴う影響力を背景として発行会社において当該投資家の提案内容を実現せざるを得ないことになると認める場合には、本号に該当するものと考えられる。

また、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの」については、政令第3条の2第2項第5号から省令に委任する形で、外国投資家自らが発行会社等の取締役又は監査役に就任することを目的とする対内直接投資等や、事業譲渡等にかかる議案を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等など、免除基準を遵守する意思を有していないと認められる場合を事前届出免除制度利用不可の類型として規定している。免除基準・上乗せ基準は、外国投資家がこれを遵守している限りにおいては、事前届出を行った場合と同等に国の安全等の確保を担保することが可能と考えられる基準である。したがって、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有する」ことは、国の安全等を損なうおそれに繋がる可能性が高いと認められることから、事前届出免除制度の利用を不可としている。

なお、事前届出免除制度は、令和元年の外為法改正において、経済の健全な発展につながる対内直接投資の一層の促進の観点から導入されたものであり、開かれたマーケット確保の観点から重要な制度である。他方で、現下の経済安全保障を巡る情勢に鑑みれば、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応も重要であり、本号に該当する可能性のある事案については、当局としても厳正な対応を取ることで、事前届出免除制度を含めた投資審査制度の適切な運用・執行に努めていくことが重要である。

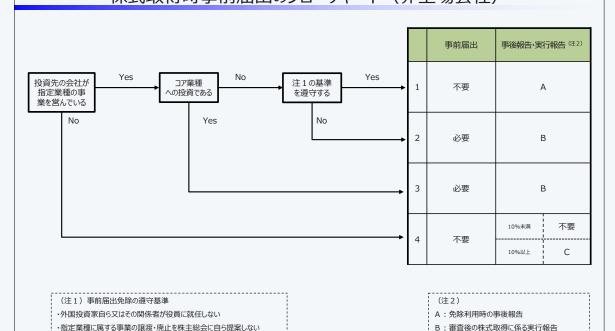
(7)株式取得時の事前届出のフローチャート(上場・非上場・行為時・投資信託ファンド投資)

外為法の投資審査制度にかかる事前届出や事後報告については、対象行為等によりいくつか類型があるが、フローチャートに示せば以下の通り。

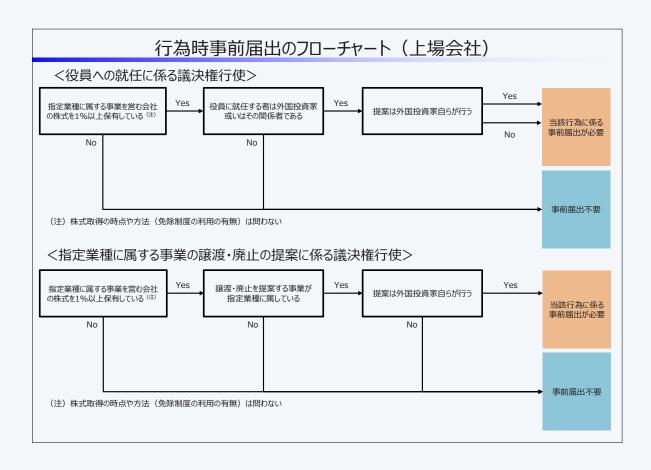


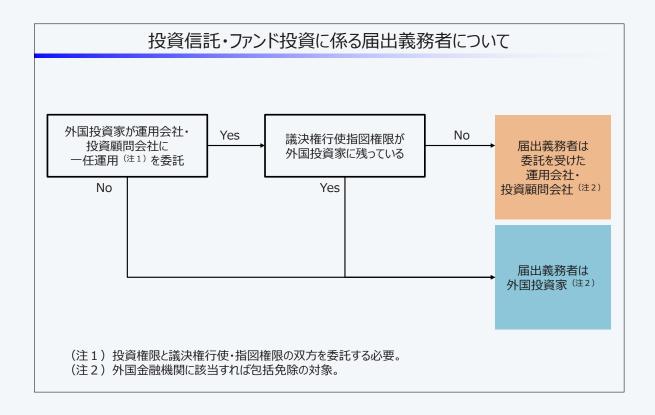
C:指定業種以外の株式取得に係る事後報告

株式取得時事前届出のフローチャート(非上場会社)



・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない





対日投資促進の取組み・対日投資の状況

健全な対内直接投資は、日本経済の発展に重要な役割を果たすものであり、その一層の促進を図っていくことは重 要な政策課題である。2023年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資 本主義~未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現~(骨太方針2023)」では、「海外からヒト、モノ、カネ、アイデ アを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につ なげていくことが重要である。対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現を目指し、(中略)「海 外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活 性化につなげる。」ことが掲げられている。

日本への対内直接投資残高は、2013年末実績で19.6兆円だったものが、直近2023年末実績で50.5兆円と2.5 倍超に増加しているが、2030年目標である100兆円には未だ遠い水準となっており、目標達成に向け、政府として各 種取組に力を入れることとしている。具体的には、2023年5月に策定された「海外からの人材・資金を呼びこむため のアクションプラン」においては、①国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバルサプライチェーン の再構築、②アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略、③高度外国人材等の呼び込み、国際的な頭脳循 環の拠点化に向けた制度整備、④海外から人材と投資を惹きつけるビジネス・生活環境の整備等、⑤オールジャパン での誘致・フォローアップ体制の抜本強化、G7等を契機とした世界への発信強化、の5つの柱からなるアクションプラ ンを実行することで、日本経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげていくこととしている。

【参考】

○内閣府HP「Invest Japan 対日直接投資推進」 https://www.cao.go.jp/invest-japan/

対内直接投資審査制度を巡る最近の状況

(1)2023年度の状況

令和元年の改正外為法の施行から4年が経過し、改正制度の施行にかかる影響は概ね平準化していると言える。事前届出件 数については、2022年度は2,426件であり、2021年の2,859件と比べてやや減少したが、2023年度は過去最高の2,871件と なり2021年度実績と概ね同水準となっている。なお、国際的に比較すると、日本の投資審査制度は、対象業種が相対的に広い こと等を理由に、事前届出件数が非常に多くなっている(詳細後述)。

事前届出の業種別内訳を見ると、2020年度から引き続きサイバーセキュリティ関連業種が最大の割合(全体の58%)を占め ており、インフラ関連業種がこれに続き15%、武器・航空機・原子力・宇宙関連等が12%となっている。国籍別の内訳については、 上位は、日本、米国、英領ケイマン、シンガポール、香港となっており、件数を含めさほど大きな変化は見られない。なお、一位が 日本になっているのは、外為法は非居住者である個人や外国法人が議決権の過半数を保有する日本法人等を外国投資家として 取り扱っており、これらの投資家による届出件数が多いためである。

平均審査期間や2週間以内に審査を終了している割合については、概ね例年並みの数字となっており、それぞれ、2023年度 実績は、9.1日、約7割となっている。

取下げ(下記4. (3)参照)件数については、2020年度以降増加傾向にあり、2023年度は399件、届出件数に対する割合も 13.9%(母数に取下げ件数は含まれない)と増加している。

報告徴求(下記4. (4)参照)の件数については、2023年度は1件となっている。

無届事案(下記4. (7)参照)の件数については、最近の当局の精力的な無届検知の取組みもあり、2021年度の133件から 2023年は238件と増加している。

事前届出免除制度(下記4. (8)参照)の利用件数については、制度開始後の2020年度は960件だったが、直近2023年度は

中止命令・措置命令や罰則については2023年度の適用実績はない。

2023年度の投資審査制度にかかる変更点としては、2023年4月に、経済安保推進法において安定供給確保のために支援等 の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処の観点から、 関連告示の改正を行い指定業種の見直し(コア業種の追加)を行っている。また、これを受け、「本邦上場会社の外為法における 対内直接投資等事前届出該当性リスト」の改訂を行い、同年5月にこれを財務省HPにて公表している。

(2)審査・モニタリング体制の強化

令和元年の外為法改正以降、当局は、投資審査制度における審査・モニタリング体制の強化に努めている。具体的には、財務 省においては、本省内に担当部署である投資企画審査室を2020年に新設し、体制の拡充を図っている。こうした中、「経済財政 運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ~課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現~(骨太方針 2022)」では、経済安全保障や外為法の投資審査制度の文脈で、「外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた情報 収集・分析・モニタリング等の強化を図る」、「関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図る」、「インテリジェンス 能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する」ことが明記されており、翌年の「経済財政運営と改革の基 本方針2023 加速する新しい資本主義~未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現~(骨太方針2023)」においても、この方 針は維持されている。 こうした方針を踏まえ、財務省の地方支分部局である財務局においても、2022年より担当を配置し、投資 審査制度に関する説明会の実施等による制度周知や、相談・情報提供窓口の設置等による相談・情報収集等を行っている。また、 経済安全保障を巡る環境が厳しさを増す中、機微技術や重要技術を有する各地域の企業等の動向やこうした企業等に対する投 資の動向等にかかる情報収集・分析が重要であるとの認識の下、財務省では、財務局を活用し、こうした情報収集・分析活動に 力を入れており、審査・モニタリング体制の一層の強化に努めている。

なお、投資審査制度について、諸外国との比較で見た場合、日本の制度における義務的事前届出の閾値(上場企業)は、非常に低 い水準となっている。 閾値がなく取引内容で限定している米国を除く G7各国において、概ね10%以上の閾値が設定されているのに 対し、日本の閾値は1%となっている。これは、日本の会社法上、議決権の1%以上を有するものには株主総会での議題の提案権(株 主提案権)が与えられていることを勘案したものである。もちろん、日本の制度では事前届出免除制度があることから、1%以上の対 内直接投資等の全てが事前届出対象となるわけではないが、日本の投資審査制度は、諸外国と比較し、事前届出の網が相対的に 広い制度と考えられる。こうして提出された事前届出書は、事前審査の過程のみならず、事前届出審査が終わり投資実行した後や、 免除制度を利用し投資実行した後におけるモニタリングにおいても、国の安全等に的確に対処する観点から重要な情報源である。 こうした問題意識の下、非違事案を適時適切に把握し、必要な措置命令等の対応を機動的に講じていくためにも、当局ではモニタリ ング強化に一層力を入れている。

各国の対内直接投資審査制度の概要(未定稿)

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出	対象となる 株式所有 等の割合等	一定の数値による 閾値の定めなし (支配権や機微情報 の取得を伴う取引等 に限定)	25%	10%	10% / 20%	3% / 10%	33% (一定規模以上の企 業が対象)	1%
出・審査	対象となる事業	指定業種 (重要技術・インフラ・ データ関連に限定)	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
III.	対象以外について 対象以外について 対		義務的事前届出 対象については、 株式売却命令等 が可能	義務的事前届出 対象以外について も、25%以上取得 する場合は、審査・ 株式売却命令等が 可能	義務的事前届出 対象については、株 式売却命令等が 可能	義務的事前届出 対象以外について も、審査・株式売 却命令等が可能	義務的事前届出対 象以外についても、 免除制度利用者が 免除基準に違反し た場合には、株式 売却命令等が可能	
義務	務的事前届出 440件		671件	131件	257件	608件	5件	2,871件

⁽注1) 各国公表資料等を元に作成。義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。義務的事前届出件数については、各国の直近の公表データによる (日は2023年4月~2024年3月、米仏伊は2022年1月~12月、英は2022年4月~2023年3月、独は2023年1月~12月)。

⁽注注) 米について、440件には任意の届出の件数も含む。
(注注) 米について、5件はnet benefit reviewの対象となる事前申請(application)の件数。この他、投資実行後30日以内の届出が可能な届出類型(notification)が存在しており、この件数は1,005件。

⁽注4) 目について、取得時事前届出免除制度(外国金融機関は包括免除(取得割合を問わない)、一般投資家等は一般免除(取得割合:1%~10%)) あり。

審査に関する考慮要素

外為法の投資審査制度では、法第27条に規定する対内直接投資等については、法第27条第3項1号に規定する 4つの要件(①国の安全を損なうか、②公の秩序を妨げるか、③公衆の安全の保護に支障を来すことになるか、④我 が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになるか)を満たすかどうかについて、審査が行われており、法 第28条に規定する特定取得については、①国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得に該当するか 否かについて、審査が行われている。当該審査において、審査当局がどのような点に着目するかを公にすることは、手 続きの透明性及び投資家の予見可能性向上の観点から重要である。また、令和元年の法改正の国会審議や改正法 の附帯決議においても、透明かつ適切な制度運用が求められていた。

こうしたことを踏まえ、財務省及び事業所管省庁では、「審査において考慮する要素」を公表している。ここでは、 審査に当たって、例えば、

- A) 投資先企業の事業内容に関して、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生 産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度」や、「国の安全の確保、公の秩序の維持 若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性」、 「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事に おける、①供給の条件、②安定的な供給、又は③供給される財若しくはサービスの質、に与える影響の程度」 を考慮することや、
- B) 外国投資家の属性に関して、「外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資 に係る計画及び過去の行動・実績」や、「外国投資家等が服する条約、法令その他の規範が、国の安全の確保、 公の秩序の維持、公衆の安全の保護又は我が国経済の円滑な運営に与える影響の程度」、「外国投資家等の 外為法又は同法に相当する外国の法令の遵守状況」を考慮すること、
- C) 対象となる投資・関与の内容に関して、「外国投資家等が既に取得している、又は取得しようとしている株式、持分、 議決権、出資証券若しくは社債の数・割合や金額、金銭の貸付けを行う場合の貸付けの累計額や条件が、発行 会社・貸付先の会社に与える影響の程度」や、「外国投資家が、①発行会社等の取締役若しくは監査役に就任し、 又は自らの密接関係者を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させること、②指定業種に属する事業の 譲渡・廃止に係る議案を発行会社の株主総会に提案すること、又は③秘密技術関連情報を取得し若しくは開示 を提案し、又は秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則等の変更を提案すること、を行う可 能性及び当該行為が行われた場合の国の安全等の確保に与える影響の程度」を考慮すること、

等が規定されている。日々の審査業務に当たっては、届出書に記載された内容や公示・公開情報等を活用しつつ、こ うした考慮要素について当局は審査を行っている。

【参考】

○財務省HP「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm

(3)国内外の関係機関との連携

近年の対内直接投資の増加や、外国投資家による日本企業への影響力行使の方法の多様化など、国際的な経済金融情勢の変化を踏まえれば、国の安全等に係る対内直接投資等とそうではない健全なものを峻別し、投資審査制度の下での確実かつ迅速な審査を実現するため、審査を担当する財務省及び事業所管省庁の能力向上、特に、情報収集能力の強化が極めて重要である。こうしたことから、国内外の関係機関との連携を強化し、こうした関係機関が保有する情報を審査に活用していくことが、効果的な制度執行の観点から重要となっている。これを踏まえ、令和元年の外為法改正において、国内関係機関への協力要請にかかる規定(法第69条の3)が整備されるとともに、外国当局への情報提供等の連携にかかる規定(法第69条の4)が新設されるなど、所要の法制度的手当がなされた。近年当局では、対内直接投資の動向や審査手法等に係る知見の共有等を目的とした関係省庁による定期的な会議の開催や、外国当局との情報交換等の促進など、国内外関係機関等との連携強化に特に力を入れている。

制度執行の状況(制度各論)

(1)事前届出

事前届出は、投資審査制度の執行において基礎となるものであり、届出にかかる審査のみならず、事後のモニタリングや制度 の企画立案にも活用される重要な情報源である。特に、日本の投資審査制度は、諸外国と比較して、義務的な事前届出を多く徴 求していることもあり(上記3.(2)参照)、この観点でも、事前届出は日本の投資審査制度の基盤となっている。このため、外国 投資家による事前届出漏れ(無届)への対応も投資審査制度にかかる重要な政策課題の一つとなっている(下記(7)参照)。

事前届出に関し、最近の届出件数の推移等、最近のデータ・計数は以下の通り。

事前届出件数の推移

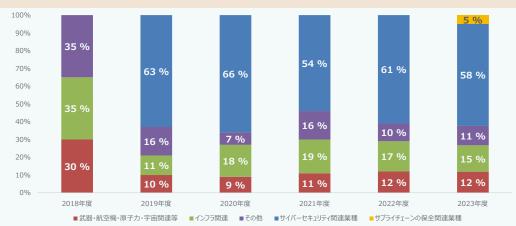
- ◆ 外国為替及び外国貿易法(外為法)の改正(2020年6月完全適用)により、上場会社の株式取得に係る 事前届出の閾値を引き下げる(10%→1%)とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃 止等に事前届出(行為時事前届出)を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を 導入した。
- 2023年度の届出件数は以下の通り。
 - (注) 2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。



(注)「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別の事前届出の割合

● 2023年度も、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種(情報処理サービス 業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等)が58%と大宗を占めている。



(参考) 外為法上の指定業種の概要

宇宙関連

- サイバーセキュリティ関連 🕨 軍事転用可能な汎用品の製造業 🏱 重要鉱物に係る金属鉱業等特定離島港湾施設の建設業等 航空機原子力
 - *2021年11月に追加 電力業 ガス業
- 通信業 上水道 上水道 本 鉄道業 ト

- (注1)複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延へ数で算出。具体的な内訳は次頁 (P4) 参照。 (注2) 2019年度以前は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。なお、通信業は2019年度以降サイバーセキュリティ業種に包含。

(参考)業種別の事前届出の内訳

熱供給業

届出対象業種	2017年度	2018年度	2019年度		2020				202			2022年度			2023年度				
				株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	171	233	188	100	6	59	165	196	10	134	340	121	9	103	233	175	14	109	298
航空機の製造業等	2	19	23	18	0	4	22	11	2	10	23	17	2	18	37	19	0	7	26
原子炉・核燃料物質等の製造業等	2	12	10	2	0	2	4	2	1	3	6	10	0	7	17	7	1	8	16
宇宙関連等の製造業等	3	15	16	12	0	4	16	25	1	9	35	17	0	10	27	22	3	28	53
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	1,457	953	56	590	1,599	994	105	863	1,962	984	104	696	1,784	952	103	978	2,033
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	4	0	0	4	7	0	0	7
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	8	6	0	14	5	3	0	8
サプライチェーンの保全関連業種等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	10	69	161
電力・ガス、熱供給事業	395	318	235	255	87	44	386	328	96	83	507	225	72	77	374	254	85	58	397
情報通信事業	18	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	2	7	2	9	0	2	11	14	0	16	30	3	1	0	4	9	0	15	24
上水道業	5	3	6	1	0	2	3	2	0	0	2	3	0	2	5	2	0	0	2
鉄道業	1	3	2	1	0	0	1	3	1	4	8	26	9	1	36	18	3	0	21
旅客運送業	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	1	6
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	14	19	34	27	4	45	76	69	3	72	144	24	5	80	109	39	12	96	147
警備業	44	40	77	12	0	9	21	57	1	27	85	27	1	18	46	35	1	27	63
農林水産業	76	94	96	37	5	11	53	69	0	62	131	47	5	44	96	59	2	57	118
石油業	53	49	46	15	1	22	38	75	2	54	131	28	3	47	78	46	3	33	82
皮革製品製造業	31	10	29	2	0	0	2	0	0	4	4	5	0	5	10	10	1	0	11
航空運輸業	33	31	11	4	1	2	7	2	1	4	7	3	3	0	6	3	0	4	7
海運業	33	36	31	5	0	6	11	49	1	162	212	3	0	23	26	8	0	32	40
届出件数	612	594	1,946	1,281	159	731	2,171	1,405	210	1,244	2,859	1,327	207	892	2,426	1,387	218	1,266	2,871
届出における該当業種合計	892	903	2,263	1,453	160	802	2,415	1,904	224	1,507	3,635	1,557	220	1,131	2,908	1,757	241	1,522	3,520

- (注 1)複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。 (注 2)「株式取得」は株式取得時事前届出、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出、 「行為時」は行為時事前届出を示す。
- (注3)情報通信事業は2019年度以降サイバーセキュリティ関連業種としてカウント。

取得態様・目的別の取得時事前届出件数 (2023年度)

- 上場会社148件に対し、非上場会社は1,239件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって 最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やス タートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、<u>非上</u> 場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



国籍別の取得時事前届出件数 (2023年度)

- 株式取得は、日本を除けば、米国や英領ケイマン、シンガポールが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を 50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

油出有の国籍	山十致		
	上場会社	非上場会社	合計
日本	44	406	450
米国	22	250	272
英領ケイマン	3	145	148
シンカ・ホール	38	102	140
香港	5	52	57
韓国	0	36	36
英国	0	30	30
英国 台湾 オランタ [*]	0	28	28
オランダ゛	0	23	23
中国	0	22	22
カナタ゛	13	7	20
英領バージン	3	16	19
フランス ト・イツ	2	17	19
ドイツ	0	18	18
ベトナム	0	13	13
スイス 英領ハ・ミュータ サウシ・アラヒ・ア	0	11	11
英領バミューダ	0	9	9
サウシ゛アラヒ゛ア	8	0	8
オーストラリア イント゛ イスラエル	1	7	8
イント	0	7	7
イスラエル	0	4	4
ルクセンフ゛ルク	0	3	3
アイルラント	1	2	3
スウェーデン	0	2	2
ダイ	0	1	1
その他	8	28	36
合計	148	1239	1387

届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

場合の 届出者の国籍が「英領ケイン」の場合の 出件数 最終親会社等の国籍別届出件数

上場会社 非上場会社

0

社 合計65 645 417 1

17 11 4

0

148

145

	上場会社	非上場会社	合計	
米国	6	100	106	英領ケイマン
日本	16	70	86	日本
シンカ゛ホ゜ール	0	75	75	米国
英領ケイマン	2	23	25	シンカ゛ホ゜ール
フランス	0	8	8	香港
ルクセンブルク	0	8	8	中国
テ・ンマーク	0	7	7	英領パージン
ドイツ	2	5	7	その他
中国	0	7	7	該当なし
香港	0	6	6	合計
韓国	3	3	6	
アイルラント	0	5	5	
オランタ゛	3	1	4	
オーストラリア	0	4	4	
スペイン	0	1	1	
その他	3	37	40	
該当なし	9	46	55	
合計	44	406	450	
				のは、子会社が届出者でE

- (注1) 周出者の国籍が日本で最終親会社等5日本になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議 決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。 (注2) 周出者の国籍が日本で最終現会社等が誘き当なしたるるが、最相差の議決権について、複数の外国法人が合計で50%
 - 以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。 (注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。

(2)平均審査期間

外為法の投資審査制度では、財務大臣及び事業所管大臣において事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して30日を経過するまで(4か月まで延長可)、当該届出を提出した外国投資家は、届け出た投資等を行うことはできないこととされている(投資禁止期間)。ただし、投資禁止期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合には、短縮されることがある。当局は、提出された届出について、リスクベースで審査を行い、国の安全等を損なう事態を生ずる投資等に該当しない場合には、迅速かつ柔軟に審査を終了するよう実務的に対応しており、2023年度実績では、約7割の事前届出について2週間以内で審査が終了している。なお、平均審査期間は9.1日となっている。

(3)事前届出の取下げ

事前届出を要する場合には、外国投資家は、対象となる取引又は行為を行おうとする日の6ヶ月前から届出を提出することができるが、届出書の記載方法や届出要否を含む制度にかかる個別照会の観点から、実務的には、正式な事前届出の提出の前、又は、提出後に、当局(財務省や事業所管省庁)との間でコミュニケーションを取ることがある。特に、国の安全等を損なうおそれにつながるリスクのある届出については、当該届出にかかる対内直接投資等について、審査のための実態把握の観点から、詳細についての事実関係等の確認を行うなどの対応を取ることがある。

こうした当局と外国投資家とのコミュニケーションの中で、外国投資家が提出した事前届出を取り下げ、当該届出にかかる対 内直接投資等を取りやめるケースや、一旦取り下げた届出について内容精査・修正の上改めて届出を提出するケースなどがある。 近年の事前届出の取下げ件数は、以下の通り。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
242件	239件	274件	399件
(2,171件)	(2,859件)	(2,426件)	(2,871件)

※ 括弧内は、事前届出件数。

(4)報告徴求

外国投資家は、対内直接投資等を行った時は、法第55条の5の規定に則り事後報告を行うことが求められている。このほか、 財務大臣及び事業所管大臣は、「法律の目的を達成するために必要な限度において」、行為等を行った者又は関係人に対して、 関連する事項について報告を求めることができるものとされている(報告徴求)(法第55条の8)。

財務省及び事業所管大臣は、投資審査制度の運用に当たり、外国投資家や発行会社等とコミュニケーションを取ることを通じ、事前届出審査を含めた法の適正な執行の観点から、必要な事実関係の把握に努めている。こうした中、例えば、外為法上の更なる法的措置にかかる実施の要否の判断につながるような重要な事実について正確な確認が必要な場合や、任意のやり取りを通じてのみでは事実関係の迅速な確認が難しい場合等には、効果的な制度執行を担保する観点から、法令に基づく報告徴求を発出することがある。法令に基づく報告徴求については、報告を行わなかった場合や虚偽の報告をした場合に、罰則規定の適用がある。

近年の報告徴求の件数は、以下の通り。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
2件	1件	2件	1件

(5)中止命令・措置命令

財務大臣及び事業所管大臣は、次の①~③若しくは⑥に掲げる場合において対内直接投資等もしくは特定取得が国の安全等に係るものであると認めるときで外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た場合、又は④もしくは⑤に掲げる場合には、違反行為等を行った外国投資家に対し、取得した株式等の全部又は一部の処分などの必要な措置を命ずることができる(法第29条)。

- ① 事前届出をせずに取引を行った場合
- ② 投資の禁止期間満了前に取引を行った場合
- ③ 虚偽の事前届出をした場合
- ④(対象となる対内直接投資等について)応諾した変更の勧告に従わず、又は変更の命令に違反した場合
- ⑤(対象となる対内直接投資等について)応諾した中止の勧告に従わず、又は中止の命令に違反した場合
- ⑥ 事前届出免除制度を利用して対内直接投資等を行った外国投資家が、免除基準遵守の勧告にかかる措置をとるべきこと の命令に違反した場合

特定取得及び措置命令にかかる条項が新設された平成29年改正以降、法第29条に基づく措置の勧告・命令の実績は0件である(法第27条及び28条に基づく内容変更・中止の勧告・命令の実績も0件となっている)。

なお、当局による国の安全等のリスクへの対処方法としては、こうした株式売却等を命ずる措置命令の他、法令に基づく報告 徴求(4. (4)参照)、事前届出審査・事後モニタリングにかかる行政指導を通じた対応など、様々な方法があり、状況に応じて適 切な対処を行っている。

(6)罰則

投資審査制度の執行を担保する観点から、外為法では罰則について各種規定が置かれている。具体的には、法第70条では、 事前届出義務違反や財務大臣及び事業所管大臣による変更命令に対する違反などの違反行為に対して、3年以下の懲役刑若し くは100万円以下の罰金、又はこれら両方を科すことが規定されている。なお、罰金については、違反行為の目的物の価格の3 倍が100万円を超える場合には、当該価格の3倍以下とされている。また、法第71条では、報告義務にかかる違反や立入検査に かかる違反などについて、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課される仕組みとなっている。

対内直接投資審査制度の基本的な枠組みが現行の形となった令和元年改正以降、罰則の実績は0件である。

(7)無届

外為法の対内直接投資審査制度では、対内直接投資等に関する事前届出をしなければならない外国投資家が、これをせずに 対内直接投資等を行った場合(以下、「無届事案」という。)には、法第29条に規定する措置命令の対象となり、当局(財務省及 び事業所管省庁)は、外国投資家に対し、株式売却を含む必要な措置を講ずることができる。

この際、必要な措置の決定にあたっては、違反行為が意図的に行われたものかどうか、違反が発覚した経緯(自主的な申告か、 当局による指摘か)、違反行為を認識した後当局に直ちに申告したか、違反行為の隠微行為がなかったか、反復・継続して違反 行為が行われたかなどの違反行為の情状も考慮することとしており、悪質性が高いと認める場合には厳しい措置を講ずることと している。無届事案が判明した場合には、まず当局としては、外国投資家に対し、違反対象行為の概要や違反行為が発覚した経緯、 管理体制及び違反理由、再発防止策等にかかる事案調査票の作成・提出を求め、これをもとに具体的な対応を行うこととしている。

無届事案の検知は、国の安全等にかかる技術情報の流出等を的確に防ぐ観点や、対内直接投資審査制度の適切な執行の確保の観点から極めて重要であり、近年、当局において特に力を入れている分野である。その結果、当局が検知する無届事案の件数は以下の通り増加傾向にあり、無届事案の判明時点で複数年度の違反が見つかるケースも出てきている。実態としては、制度の不知からくる悪質性の低い軽微な届出漏れも相当程度存在することから、当局として、審査にあたり代理人となることが多い土業をはじめ、関連業界団体等への制度周知の取組にも力を入れているが、今後とも、制度周知や指定業種を営む企業や外国投資家に関連する公示・公開情報等を活用した分析など、無届事案の検知に一層努めていく方針である。

近年の無届事案の件数(事案調査票の件数)については、以下の通り。

2021年度	2022年度	2023年度
133件	224件	238件

(8)事前届出免除制度

一定の条件を満たす外国投資家は、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどのいくつかの条件を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となっている(2. (2)参照)。

こうした中、事前届出免除制度利用不可の外国投資家による当該制度の利用や、当該制度を利用した後の免除基準違反については、国の安全等を損なうおそれに繋がらないよう、当局として、必要に応じ法令に則った厳正な対応を取ることを含め、適切な制度執行に努めることが重要である。こうした観点から、当局は、当該制度を利用する外国投資家について、投資家属性や対象取引の内容等を踏まえ、免除基準の遵守状況の確認を含めた継続的なモニタリングを実施している。

事前届出免除制度の事後報告件数等については、以下の通り。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
960件	842件	756件	640件
(623件)	(604件)	(546件)	(426件)

[※] 上記の件数は、免除制度を利用した外国投資家が提出した報告書の件数。 括弧内は、上記のうち包括免除の対象となる外国金融機関が提出した報告書の件数。

